

## 業務説明資料

### テーマ館展示実施製作統括管理業務委託（その1）

#### 1 総則

##### (1) 適用範囲

本業務説明資料は「テーマ館展示実施製作統括管理業務委託（その1）」（以下、「本業務」という。）に適用する。

##### (2) 準則

本業務の実施にあたっては、本業務説明資料のほか、業務においては、法令、例規等関連法規を遵守するとともに、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の各種契約約款及び契約規程を遵守することとする。

##### (3) 件名

テーマ館展示実施製作統括管理業務委託（その1）

##### (4) 履行期限

テーマ館展示実施製作統括管理業務委託（その1）の契約締結日から2026年3月31日（火）  
<業務スケジュール（予定）>

現時点での想定であり、今後変更する可能性がある。

○2025年度

2025年6月頃 テーマ館展示実施製作統括管理業務委託（その1）契約締結、業務開始

○2026年度

2026年4月頃 テーマ館展示実施製作統括管理業務委託（その2）契約締結、業務開始  
（業務内容）展示製作物設置、運営準備・運営、協賛活動

○2027年度

2027年4月頃 テーマ館展示実施製作統括管理業務委託（その3）契約締結、業務開始  
（業務内容）展示製作物維持管理・撤去、運営・撤収

※本業務は、2025年度から2027年度まで継続する予定である。一体不可分である展示製作業務の連続性を踏まえ、本業務を特段の支障なく履行しており、各年度の予算が確保されている場合、次年度以降も同一事業者と単独随意契約を行う予定がある。なお、2025年度から2027年度までの3か年の総事業費は約20億円（税込）を想定している。

##### (5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所

神奈川県横浜市中区住吉町1丁目13番地松村ビル本館3階ほか

#### 2 業務の趣旨・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及、花と緑のあふれる暮らしや地域・経済の創造、社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2027年に旧上瀬谷通信施設において開催することについて、2019年9

月に国際園芸家協会（AIPH）から承認された。2022年11月には、博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。2027年3月の開催に向けて、協会が本博覧会の展示設計を具体化させていく必要がある。

テーマ館は会場内の本設建築物であり、主催者展示を行う本博覧会の中心となる施設である。博覧会のテーマを体現する魅力のある展示内容を来場者に提供し、大きな集客力を持つことが求められる。

本業務は、本博覧会を開催するにあたり、2024年度に策定した実施設計等を踏まえ、テーマ館における、展示制作業務、運営詳細計画策定支援業務、広報活動支援業務及び協賛活動支援業務を行うことを目的とする。

### 3 テーマ館の建築概要

テーマ館の建築は、建築躯体、屋根外装等（スケルトン）を横浜市において整備し、本博覧会時に使用する展示及び建築内装設備（インフィル）及び展示計画に必要な建築外構を協会において整備する。建築は、自然光や風を積極的に内部に取り込む木造大規模空間とした、既往事例の少ない建築物である。本業務においては、建築物の特性を活かしながら、展示物の制作・設置、建築内装・外構・設備の仮設整備について計画する。

#### ○テーマ館建築概要

構造・規模：木造一部RC造 地上1階地下無し 約3,800㎡

竣工予定：令和8年度



### 4 業務内容

#### (1) 展示制作

##### 1) 展示物製作・条件設定

展示物製作は、過年度の実実施設計の成果に基づき、展示物、内装の製作及び製作に必要な図

書（図面、数量計算書、仕様書等）の作成を行う。また、業務実施にあたっては、製作物及び映像制作業務の実施方針、推進体制、業務全体の進め方を提案し、協会職員の了解を得ることとする。なお、展示物及び内装の製作にあたっては、横浜市及び建築施工会社と調整し、2026年度委託において、展示製作物の設置時に支障が生じないようにし、2027年度委託における撤去・復旧にあたっては、関係者と協議を行うものとする。植栽のリース会社との維持管理条件の設定及び展示製作物との配置調整を行うものとする。

## 2) 展示映像制作

展示映像制作は、展示映像の取材、制作を行う。制作された展示映像の著作権については、当協会委託契約約款第5条の規定に関わらず、受託者に帰属することを想定している。当協会が受託者から展示映像の利用許諾を受ける場合等の条件は、本業務において協議することとする。

## 3) 展示監修

展示監修は、展示制作を行うにあたり、専門的な助言を得るために監修者を配置し、必要に応じて意見聴取を行うこととする。監修者の選定においては、協会と協議の上、決定することとする。監修者に対する謝礼は、業務委託料に含むものとする。

## 4) 関係法令確認

関係法令確認は、受託者がテーマ館展示において、法令違反及び人権侵害がないか確認するものである。また、受託者は市民参加型の写真投稿及び配布する景品など著作権、個人情報管理など関連法規を整理するとともに、リスク管理に必要な考え方を取りまとめるものとする。

## 5) 展示植栽調達調整

展示植栽調達調整は、リース及び購入する植栽に関して、テーマ館設備関係者との協議を行い、博覧会開催期間中に適正に維持管理できるよう調整を行う。関係者との調整は、テーマ館内の環境に適合した維持管理方法を提案するとともに、提案資料を取りまとめることとする。なお、受託者は、希少な植物の調達及び管理について、適切な有識者を提案するとともに、協会の承認を得た上で、検討を行うこととする。

## (2) 運営計画作成

運営計画作成は、一般来場者及び要人への対応、警備、清掃等について、博覧会会場全体に係る運営計画との調整の上、運営計画に関する調整方針をまとめ、テーマ館の運営実施計画及び運営マニュアルを作成する。また、運営マニュアルでは、運営スタッフの雇用、研修、配置及び管理方法に加えて、必要となる備品、消耗品の詳細を取りまとめるものとする。

## (3) 広報活動支援

### 1) 広報活動コンテンツ検討

広報活動コンテンツ検討は、ウェブサイトを含む広報活動コンテンツなど博覧会の機運醸成に資する取組みを体系的にまとめることとする。なお、テーマ館の認知度向上、広報活動強化のため、テーマ館のキャッチフレーズを検討する。

### 2) ウェブサイト制作

ウェブサイト制作は、入場券購入開始に合わせて、テーマ館の内容を公表するウェブサイトを作成することとする。ウェブサイトは、2025年秋以降から開催前日までのティザーサイト及び博覧

会開催期間中のウェブサイトの全体デザインを考慮しながら制作することとする。なお、協会のホームページとの連携など、効率的かつ効果的な運用方法を提案し、関係者との調整の上、実行するものとする。

(4) 協賛活動支援

協賛活動支援は、博覧会協会が目標とする協賛金を獲得するため、企業・団体する協賛提案資料作成を行うとともに、協賛を依頼する活動を行うこととする。また、協賛契約を締結した企業とのフォローアップ業務も含むものとする。なお、協賛活動において目標とする協賛金額に不足が生じた場合、協会と受託者で協議を行うこととする。

(5) 打合せ

打合せは、展示制作、運営計画作成、広報活動支援、協賛活動支援などについて、ワーキングを 15 回程度予定している。

5 発注者への報告及び関係者との連絡・調整

(1) 業務の分析・評価の実施等

本業務や今後の発注者の対応に活用するため、本業務の実施において判明した課題やニーズ等について調査・分析し、随時業務に反映させるとともに発注者へ報告することとする。

(2) 関係者との連絡・調整

本業務の実施に当たっては、効果的に成果をあげるため、発注者と十分に事前協議を行いながら進めることとする。また、本業務に必要な関係者との調整を行うこととする。

(3) その他

提案内容については、発注者と協議を行いながら真摯に履行することとする。別途、発注者が指定する会議等がある場合、出席することとする。

6 成果品

(1) 成果品

|   |   |       |
|---|---|-------|
| ア | 展示製作図面                                  | 各 3 部 |
| イ | 展示映像説明書                                 | 各 3 部 |
| ウ | 展示植物調達・管理計画書                            | 各 3 部 |
| エ | 関連法令確認に関する報告書                           | 各 3 部 |
| オ | 運営詳細計画（概要版、詳細版）                         | 各 3 部 |
| カ | 展示制作工事費計算書、運営費計算書                       | 各 3 部 |
| キ | 協賛獲得支援に関する報告書                           | 各 3 部 |
| ク | 上記ア～キに係る電子データ一式（PDF データ及び編集可能な CAD データ） |       |

(2) 納品期限

2026 年 3 月 31 日（火）まで

(3) 成果品に関する留意事項

ア 受託者は、成果品に使用する全てのものについて、必ず著作権等の了承を得て利用すること。な

お、これらを怠ったことにより著作権等を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負う。

イ 本業務実施に伴う成果品及び成果品に使用するために作成した全てのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利を含む。）は、発注者に帰属し、本業務終了後においても発注者が自由に使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

## 7 委託業務の一般原則等

- (1) 関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、他の機関等に関係者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関との間で個人情報の保護に関する取決めを交わす等、適切な措置を講じるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけることとする。
- (3) 本業務の実施で得られる成果品、価値、情報（個人情報を含む。）等は全て発注者に帰属する。
- (4) 本業務の受託期間終了後は、発注者及び発注者が指定する他の事業者へ、ホームページの運営に係るドメインやサーバー、SNS 等のアカウント、本業務により獲得した人脈、ネットワーク、植物調達に係る関係者との調整事項、権利関係等本業務の一切について、円滑に引き継ぎを実施するものとする。また、別紙を参照することとし、疑義が生じた場合には、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行することとする。
- (5) 業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議するとともにその決定に従うものとする。
- (6) 本業務を実施するにあたり、偶然の事故に起因して、怪我や物の損壊などにより被った損害については、受託者が一切の責任を負うこととし、受託者は、保険契約を締結しなければならない。なお、当該保険契約には、求償権放棄特約を付帯しなければならない。保険期間は、テーマ館展示実施製作統括管理業務委託（その 1）の業務着手日から 2026 年 3 月 31 日までとする。上記、業務委託契約締結後、速やかに保険証券の写し及び補償内容が確認できる保険約款を提出することとする。協会職員に発生原因及び経過等を速やかに報告し、協会職員の指示に従うものとする。

## 8 委託業務の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、業務年度終了後 5 年間保存することとする。

## 9 関係書類・データの保存期間

受託者は、業務終了時に業務全体を通じた取組内容・結果・成果・収支内訳を発注者へ報告することとする。また、発注者は、必要に応じて業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、受託者は、これに協力するものとする。

## 10 本業務説明資料に明示なき事項及び疑義が生じた場合

委託業務を実施するに当たり、本業務説明資料に明示なき事項及び疑義が生じたときは、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行することとする。

## 11 参考資料等

### (1) 上位構想、既往計画等

- ・旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案（2018年3月）
- ・2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書（2019年7月）
- ・国際園芸博覧会検討会報告書（2020年2月）
- ・旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（2020年3月）
- ・横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書（2021年5月）
- ・(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案）（2022年6月）
- ・2027年国際園芸博覧会基本計画（2023年1月）

### (2) 関係規則等

- ・AIPH 規則（AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions）
- ・コンペティション ガイドライン（Annex VII – Competition Guidelines）
- ・コンペティション規則 テンプレート（TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS）
- ・過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
- ・General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
- ・その他 大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等  
※規則関係の更新に注意すること

### (3) 関係するウェブサイト

- ・公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 公式ウェブサイト  
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- ・横浜市都市整備局「国際園芸博覧会の開催」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/>
- ・横浜市都市整備局「旧上瀬谷通信施設」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseyasa.html>
- ・横浜市環境創造局「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/tsukuru/seibikeikaku/kamiseya.html>
- ・農林水産省「2027年横浜国際園芸博覧会」

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f\\_yokohama/yokohamahaku.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html)

- 国土交通省「国際園芸博覧会」

[https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000089.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html)

- AIPH（国際園芸家協会）

<http://aiph.org/>

- BIE（博覧会国際事務局）

<https://www.bie-paris.org/site/en/>

## システム関係 仕様書

## 1 システム非機能要件

本業務においてシステムを導入する場合の非機能要件は以下のとおりとするが、いずれの項も業務目的を達成するためのより効果的な方法があれば提案すること。

## 1.1 システムサービス稼働時間

- ・本システムの計画停止を行う場合は、利用者の影響の少ない時間帯に行うこと。また、1週間以上前までに委託者に保守計画の時期、内容を通知、説明すること。
- ・緊急停止が必要となった場合、速やかに委託者に報告するとともに、実施にあたっては事前に委託者と調整を行うこと。

## 1.2 性能要件

- ・業務スケジュール及びシステム利用人数等から、同時アクセス数を想定し、十分な応答性能を確保すること。また、システム全体の障害を防止するための対策を具体的に検討し提案すること。
- ・運用開始後の状況により、サーバやネットワーク帯域を増強可能なインフラ構成を推奨する。
- ・性能テストの実施を行い委託者に報告すること。テストの条件、実施項目については、事前に委託者の合意を得ること。

## 1.3 端末要件

- ・サービスに Web システムを利用の場合 PC、スマートフォン、タブレットからのアクセスに対応すること。
- ・ブラウザ(Google Chrome、Safari、Microsoft Edge)については、本サービス利用期間における最新バージョン及び1つ前のバージョンに対応すること。

## 1.4 開発と検証

- ・サービスを行う環境（本番環境）のほかに、委託者と協議の上必要に応じて開発環境、検証環境を準備すること。
- ・受託者は委託者の受け入れテストにあたって、テスト範囲、手順、関連システム及びサービス、制約等を明確にし、スケジュールを調整すること。また、テストに必要なアカウントの準備、データの準備、シナリオの準備などのサポートを行うこと。
- ・サービスが要件を満たしていることを証明できる証跡を提出すること。
- ・受け入れテストで発見された不具合及び改善結果を記録し、不具合の改善状況を適宜委託者に報告すること。

## 1.5 運用保守サービス

- ・本サービスの運用保守計画案について提示し、委託者の承認を得ること。
- ・サービス開始後の運用フェーズにおいて、アクセス状況をモニタリングし、必要と想定される IT インフラリソースを柔軟に変動させアクセスピークへ対応すること。
- ・受託者において、サービス提供時間中監視すること。ただし、監視対象及び内容については委託者と協議し決定すること。
- ・障害に繋がる事象及び障害を検知した場合、速やかに委託者に連絡の上、必要な対策を講じること。
- ・障害発生時には、可能な限り、障害内容について利用者が認知できるようにすること。
- ・障害発生前後の利用状況を確認するとともに、業務影響度の分析・原因究明・再発防止策等を含めた障害報告書を作成し、委託者に提出すること。
- ・本サービスの稼働状況、利用状況等のログを収集保管し、運用改善に活用すること。
- ・セキュリティインシデント発生時は速やかに委託者に報告をすること。
- ・個人情報及び特定個人情報の漏えい等、法令に基づく事故報告義務に該当するインシデントの場合は、各法令が定める制限時間以内に個人情報保護委員会等の関係機関に報告できるよう、委託者に報告すること。
- ・セキュリティインシデント発生時のフォレンジック調査に必要なログを取得すること。
- ・ログ時刻の正確性、サーバー貫性を担保すること。
- ・委託者が求める場合は、ログを提供すること。
- ・システムで取り扱うデータについては常時バックアップを行うこと。障害時においては、バックアップデータを用いて復旧できること。
- ・定期的にマニュアルおよび FAQ の改訂を実施すること。
- ・Web サイトやメールアドレスを作成する際、委託者からドメイン指定がある場合は指示に従うこと。

## 1.6 トレーニング

- ・本業務に係るスタッフに対して、トレーニングを行うこと。
- ・トレーニングに必要な講師、資料、マニュアル、自由に操作可能なトレーニング環境について、用意すること。

## 2 セキュリティ要件

本業務においてシステムを導入する場合のセキュリティ要件は以下のとおりとするが、いずれの項も業務目的を達成するためのより効果的な方法があれば提案すること。

### 2.1 通信回線対策

- ・不正の防止及び不正発生時の影響範囲を限定するため、インターネットに接続する外部ネットワークと内部ネットワークの分離等の対策を講じること。なお、会場の LAN 環境等のネットワークを利用する場合は、当該ネットワークのセキュリティ対策と整合を保つため、委託者と協議の上、設計及び構築すること。

- ・不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを遮断する機能を備えること。
- ・なりすましによる不正アクセスを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えること。
- ・許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の接続を防止する機能を備えること。
- ・サービスの継続性を確保するため、情報システムの負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量の抑制等によってサービス停止の脅威を軽減する機能を備えることが望ましい。

## 2.2 不正プログラム対策

- ・不正プログラム(ウイルス、ワーム、ボット等)による脅威に備えるため、具体的に想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えること。
- ・不正プログラム対策ソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。
- ・新たな不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
- ・当該機能の動作状況及び更新状況を一元管理する機能を備えること。

## 2.3 脆弱性対策

- ・システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正し提供すること。
- ・運用開始前に、アプリケーション脆弱性、プラットフォーム脆弱性などに対する第三者によるセキュリティ診断を実施し、委託者に報告すること。
- ・運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を効率的に実施すること。
- ・システム全体のソフトウェアバージョンの管理を行い、機能の更新漏れを防止すること。
- ・脆弱性対応としてのパッチは、タイムリーに適用すること。

## 2.4 不正監視

- ・不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。
- ・ネットワーク外部からのみではなく、内部からの不正アクセスに対しても検知、通知する機能を備えること。
- ・標的型攻撃に対し、教育、自動再生無効化、外部との不正な通信の遮断、内部サーバへの多要素認証、データの暗号化及び特権 ID によるアクセス制御等を行うことにより、適切な攻撃対策を講じること。
- ・不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを取得できること。
- ・取得するログ及び保管期間の設定について、委託者と協議の上決定すること。
- ・ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能及び消去や改ざんの事実を検出する機能を備えること。
- ・ログのアーカイブデータの保護(消失及び破壊や改ざんの脅威の軽減)のための措置を講じること。
- ・不正アクセス等のログについて、サービスへの影響有無に関わらず定期的に委託者へ報告すること。

## 2.5 アクセス制限

- ・ 正当な利用者のみアクセスを許可し、無許可の利用者のアクセスを禁止できるようにすること。
- ・ 本システムのアクセス権をアカウント種別に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。
- ・ 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。

## 2.6 データ保護

- ・ 通信回線や保存された重要な情報を暗号化する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府推奨暗号リスト」を参考にすること。
- ・ 保存された情報へのアクセスを制限できる機能を備えること。

## 2.7 物理対策

- ・ 物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
- ・ 本システムうち重要情報を扱う装置については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
- ・ 外部ネットワークにサーバ等の機器を設置する場合、委託者の承認を得ること。
- ・ サービス提供終了後には、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じること。

## 2.8 障害対策

- ・ システム構築時のシステム概略図 を本業務開始に合わせ提示すること。
- ・ 運用開始後の最新の構成情報及び稼働状況の管理を行う方法又は機能を備えること。

## 2.9 サプライチェーンリスク対策

- ・ 適切な情報セキュリティ管理が、安全性の担保されたシステムを用いて一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、当該品質保証体制を証明する書類を本業務開始に合わせ提示できること。
- ・ 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、委託者が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。
- ・ 役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。
- ・ 再委託先を含めた、緊急時の連絡体制を業務開始時及び体制変更時に提示すること。
- ・ 調達する機器等に不正プログラム等が組み込まれることへの対策を行うこと。

## 2.10 利用者保護

- ・ 本システムの利用者の情報セキュリティ水準を低下させないように配慮した上で、アプリケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供すること。
- ・ 本システムにアクセスする利用者のアクセス履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形で第三

者に送信されないようにすること。

### 3 サービスレベル合意 (SLA)

協会が本システムのサービス稼働および運用について想定している項目、要件は次表のとおりである。

表 SLA 項目

| 項目      | 内容                                  | 要件        |
|---------|-------------------------------------|-----------|
| サービス稼働率 | 計画停止を除くサービス稼働時間の割合                  | 99% / 年以上 |
| つながりやすさ | Web アクセス集中による繋がりにくい事象(※1)が解消するまでの時間 | 1 時間以内    |

※1 繋がりにくい事象とは、アクセス数に対応しきれず複数の利用者のブラウザにエラーメッセージが返る状況をいう。

#### 3.1 サービス稼働率についての除外事項

次の場合は、サービス稼働率の目標から除外する。

- ・定期保守等、業務上必要となる計画停止
- ・大規模災害発生時等、受託者の責任で制御できない事由
- ・委託者の義務不履行等、委託者の責任に帰する事由
- ・悪意のある第三者の行為等、受託者の責任に帰すべからざる理由
- ・その他、委託者と受託者の協議により定めたもの

### 4 その他

・受託者は、協会が定める情報セキュリティ規程や情報セキュリティガイドライン等の規程類に従い、同規程類が更新や新規策定される場合も遵守すること。

・受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務やシステムの構築・運営等を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。また、GDPR (EU 一般データ保護規則)、CCPA/CRPA (米国カリフォルニア州消費者プライバシー法/プライバシー権法)、中国個人情報保護法等の各国の個人情報保護規制の対象となる情報を取り扱う場合には、各対策を講じることとする。なお、これらの対策の詳細は協議の上で決定する。

【参考】個人情報保護委員会「諸外国・地域の法制度」

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/>

・受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。